

## 令和 8 年度葛尾村魅力向上・発信事業業務委託企画提案競技仕様書

## 1. 事業名

令和 8 年度葛尾村魅力向上・発信事業

## 2. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3. 委託契約の上限額

50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4. 趣旨・目的

本事業は、原子力災害に起因する風評の払拭及び葛尾村に対する信頼形成を目的とする戦略的広報事業である。情報発信及び体験機会の創出を通じ、正確な情報提供と理解促進を図り、県外在住者を中心に来訪意欲及び継続的な関係構築につなげることを目指す。この目的を達成するため、葛尾村の魅力ある産業や産品、自然等を PR する動画・写真の制作及び WEB 広告等による情報発信を行うとともに、首都圏からの来訪者を対象とした体験ツアー等を実施し、村の現状及び食品等の安全性に関する理解促進を図る。

## 5. 委託業務の内容

本業務は、「4. 趣旨・目的」に掲げる目的を達成するため、情報発信、PR 素材制作、体験機会の創出等を一体的に実施するものである。単なる制作・実施にとどまらず、原子力災害に起因する風評の払拭及び葛尾村に対する信頼形成につながる内容とし、県外在住者を中心に理解促進及び来訪意欲の向上を図ることを目標とする。なお、各業務は相互に連動させ、発信から来訪、来訪から継続的な関係構築へとつながる導線を意識して設計すること。

## (1) 情報発信事業

## ① 観光公式サイトを活用した情報発信

・令和 7 年度に構築した葛尾村観光公式サイトを活用し、村内の現状、復興・創生に向けた取組、食品等の安全性、村内事業者の取組、自然の魅力及びイベント情報等について、継続的な情報発信を行う。(月 4 回以上、年間 50 回以上)

・掲載する内容については、委託者の承認を得たうえで公開すること。

・情報発信の仕方や体制について工夫を行い、事業効果が高まるように努めること。

・食品等の安全性に関する情報発信にあたっては、可能な範囲で検査結果、第三者機関のデータ等、客観的根拠を示す内容とすること。

・観光公式サイトを安定かつ安全に運用するために必要な運用保守業務を実施すること。

なお、本事業の目的を達成するために通常想定される観光公式サイト運営に係る業務は、

本委託に含めるものとする。

- ・葛尾村観光推進協議会とも連携しながら、村・事業者・関係団体が継続的に情報発信できる体制構築を目指すこと。
- ・SNS及びWEB公告との連動動線を設計し、サイト流入増加に向けた戦略を示すこと。
- ・サイトの閲覧状況について分析を行い、四半期又は半期ごとに報告すること。

## ② 目標値（KPI）の設定及び効果測定

- ・本事業における具体的なKPIを設定し、提案書に記載すること。
- ・事業終了時に実績値との比較及び分析を行い、次年度以降の改善提案を行うこと。

## (2) PR素材制作事業

### ① 動画制作

・葛尾村の復興の現状、食品等の安全性、地域の魅力等を分かりやすく伝える動画として、村内施設、観光スポット、イベント、自然風景、村内事業者等の紹介動画を30秒～60秒の尺で合計36件程度制作すること。また、この内数として村の公式PR動画（30秒版及び60秒版）も制作すること。

・制作する動画は、単なる紹介映像ではなく、ストーリー性を持たせ、視聴者の理解促進及び心理的ハードル低減につながる構成とすること。内容によっては、安全性や復興状況に関するデータを視覚的に示す演出を取り入れること。

・動画ごとに目的（認知拡大・理解促進・来訪誘導等）を明確化し、用途別に最適な尺・媒体を想定して制作すること。また、必要に応じて字幕対応を行い、幅広い層への訴求を可能とすること。

・制作にあたっては、村内関係者への制作許可及び撮影までの諸調整を行うこと。また、動画は各者に合わせて効果的な構成・内容とし、動画の完成は必ず撮影先からの同意を得ること。

・制作した動画は、観光公式サイトやイベント等で活用できる形式で納品すること。

### ② 静止画撮影

・村内施設、観光スポット、イベント、自然風景、村内事業者等の撮影を行い、観光公式サイト等で活用可能な高解像度データを、1地点2～3枚程度として計100枚納品すること。

・撮影にあたっては、統一されたブランドイメージを確立させるため、トーン&マナー（色調・世界観等）を事前に整理すること。

・撮影素材は、今後の広報活動に二次利用可能な形式とすること。

### ③ PRグッズ制作

・葛尾村の観光PRに資するグッズを3種類以上制作すること。

・制作数は各2,000個程度とし、デザイン案を提出の上で委託者と協議し決定すること。

・単なるノベルティグッズとならないよう、村のブランド価値向上に資するデザインコンセプトを明示すること。

・制作したグッズは、魅力発信ツアーや村PR事業等において活用すること。

### (3) 魅力発信ツアー事業

ツアーは単発イベントとせず、来訪後の継続的な関係構築（再訪・情報拡散・関係人口化）につながる設計とすること。

#### ① フォトツアーの実施

- ・主に福島県外在住者を対象として、村内の自然や観光コンテンツを体験できるフォトツアーを年2回程度実施すること。
- ・インフルエンサーの活用等、波及効果が見込まれる参加者選定手法を提案すること。
- ・参加者が撮影した写真や動画を自発的にSNS等で発信できるよう、企画及び運営を工夫すること。

#### ② モニタリングツアーの実施

- ・首都圏在住者を中心とした参加者を対象に、村内事業者の取組紹介及び販売機会創出につながるモニタリングツアーを年2回程度実施すること。
- ・村内事業者の商品購入、EC誘導、継続購入等につながる導線設計を行うこと。
- ・実施にあたっては、葛尾村観光推進協議会との連携を図ること。
- ・参加者に対してアンケートを実施し、改善点の整理及び次年度への提案を行うこと。

#### ③ 県外参加者割合の確保

- ・参加者の半数以上を福島県外在住者とすること。
- ・申込時の住所情報等により確認を行うこと。

#### ④ 効果測定

- ・参加者の来訪前後における変化（安全性認識、再訪意向等）を定量的に把握すること。
- ・ツアー参加者のSNS投稿件数、リーチ数、アンケート結果等を可能な範囲で分析し、報告書に記載すること。

### (4) 村PR事業

#### ① 企画提案型事業の実施

- ・福島県外在住者を主な対象としたPR事業を2件程度実施すること。
- ・具体的内容は企画提案により決定するものとする。

#### ② 提案条件

提案内容は、次のいずれかに該当するものとする。

- ・村が主体的に情報発信できる体制の整備につながるもの
- ・村の復興の現状や安全性、魅力を継続的に発信するための環境整備につながるもの
- ・原子力災害に起因する風評の払拭を図り、村の復興・再生の加速化につながるもの

#### ③ 県外発信性の確保

- ・事業費の半分以上が県外への情報発信に資する内容となるよう設計すること。
- ・参加型イベントの場合は、参加者の半数以上を福島県外在住者とすること。
- ・首都圏でのリアルイベント実施、又は首都圏メディア露出を具体的に組み込むこと。

#### ④ 効果測定

- ・提案内容に応じて、来場者数、県外参加者割合、メディア掲載件数、SNS波及状況等を整理し、報告すること。

## 6. 業務体制

「5. 委託業務の内容」の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、委託者、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、映像・音声コンテンツの制作および画像やデザイン制作に必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

## 7. 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

### (1) 提出物

下記の提出物の電子データについては、CD-ROM 又はDVD-ROM（以下「電子媒体」という。）に集約して格納しても構わない。

- ・業務完了報告書（任意様式） 紙媒体 1 部
- ・実績報告書（任意様式） 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 枚
- ・本業務による成果品
  - ① 「5. 委託業務の内容」で得た動画、静止画、各素材データ
  - ② 情報発信を行った際の掲載データまたは動画データ
  - ③ PRグッズ制作物
  - ④ KPI 達成状況及び分析結果（実績報告書への記載でも可）

### (2) 提出期限

令和9年3月31日まで

## 8. その他

(1) 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。

(2) 成果物の著作権については、次のとおりである。

ア. 受託者は、本業務によって生じた納入成果品（著作権の場合は、本業務によって作成された著作物と規定。）に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、成果品の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、委託者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。ただし、やむを得ない場合等の著作権の取り扱いについては、委託者と受託者間で個別に協議を行い決定することとする。

イ. 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

ウ. 委託者は、成果品について、第三者への利用許諾（再許諾を含む。）を行うことができるほか、複製、公衆送信、展示、上映、翻案、改変、編集その他一切の方法により、無償かつ制限なく利用することができるものとする。また受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者による当該利用について、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 本事業で制作したコンテンツの内、契約の都合上引き継ぎができないもの、その後の

事業進捗に不要なものを除き、年度間の引き継ぎ等受託者の変更が生じた場合にも、追加費用・追加業務の発生なく円滑に引き継げるよう留意すること。

(4) その他、本業務において発生した疑義については、都度委託者と協議を行うこと。

(5) その他、仕様書に記載のない内容は委託者と協議の上、決定すること。